

毒物劇物販売業の登録を受けようとする方へ

販売業の種類

- 1 一般販売業（すべての毒物劇物を対象とする販売業）
- 2 農業用品目販売業（毒物及び劇物のうち農業用品目として指定されたものを対象とする販売業）
- 3 特定品目販売業（毒物及び劇物のうち特定品目として指定されたものを対象とする販売業）

登録の要件

- 1 登録を受けようとする店舗において、毒物劇物の現物を取り扱う場合は、毒物劇物専用の貯蔵設備（かぎをかける設備のある堅固なもの）や毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条で規定される者）を設置する必要があります。
- 2 現物を直接取り扱わず伝票操作のみで毒物劇物の販売を行う店舗の場合は、毒物劇物貯蔵設備と毒物劇物取扱責任者の設置は不要です。

<登録申請に必要な書類について>

登録申請手数料 ¥14,200（現金納付）

登録の要件	必要な書類
(1) 毒物劇物の現物を取り扱う場合	ア 登録申請書 イ 設備の概要図（※1） ウ 登記事項証明書（法人の場合）（※2） （発行後3か月以内のもの） エ 毒物劇物取扱責任者設置届又は責任者届（※3） （誓約書 雇用証明書（責任者届を提出する場合にあっては、不要） 診断書（発行後1か月以内のもの） 資格を証する書面（※4））
(2) 毒物劇物の現物を取り扱わない場合	ア 登録申請書 イ 登記事項証明書（法人の場合）（※2） （発行後3か月以内のもの）

- ※1 店舗の平面図（寸法が正しく記載されたもの）及び貯蔵する設備の構造図（寸法が正しく記載されたもの）が必要となります。なお、店舗の平面図においては、貯蔵する設備の場所を赤で標示し、貯蔵する設備の構造図においては、かぎの位置を赤で標示し、かつ毒物及び劇物取締法で規定する表示を行う場所を図中に示してください。
- ※2 事業目的に『毒物劇物を販売する旨』が記載されている必要があります。それが無い場合には念書を提出していただくことがあります。
- ※3 毒物劇物取扱責任者届は、開設者自らが責任者となる際に提出していただくものとなります。
- ※4 資格を証する書面として証明書を提出する場合には原本を、証書の場合にはその写しを提出してください（写しを提出する場合であっても、必ず原本を提示してください）。